輸送手段単位の届出

輸送－第１表

１　輸送手段の名称等

輸送手段の名称		
新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新たな導入　・　廃止	年　月　日
事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日
合併による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日

備考　１　新たな導入とは、既存の輸送手段と異なる輸送手段（届出年度の前年度の末日において、輸送能力の基準（二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示（令和８年経済産業省・国土交通省告示第１号）に輸送の区分ごとに定める輸送能力の基準をいう。以下この様式において同じ。）を満たすものに限る。）を、届出年度の前年度において新たに導入する場合又は既存の輸送手段が届出年度の前年度の末日において、新たに輸送能力の基準を満たす場合をいう。

２　廃止とは、届出年度の前年度において、既存の輸送手段（届出年度の二年度前の年度の末日において輸送能力の基準を満たすものに限る。）において、自社による事業活動をやめた場合又は届出年度の前年度の末日に輸送能力の基準を満たさなくなった場合をいう。

３　届出年度の前年度において、事業譲渡等により、輸送手段を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。

４　合併により輸送手段を承継した場合は、有に○をつけること。ここでの合併による承継は、以下のいずれかに該当するものをいう。
①届出年度の前年度における合併により、輸送手段を承継した場合
②届出年度の届出までの間における吸収合併により、輸送手段を承継した場合

５　輸送手段において排出される原材料起源排出量は、小規模工場等表に記入すること。

２－１　排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO_2
特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO_2

備考　特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

２－２　早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量

早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量	tCO_2